



[トップページへ](#) | [携帯サイト](#) | [Multilingual \(English・中国語・韓国語\)](#) | [サイトマップ](#)

〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 電話 03-3715-

1111(代表) → [案内図](#)

[検索](#)

→ [検索について](#)

[マイページから知る](#) [めぐろのこと](#)

[楽しむ・参加する](#) [もらう・利用する](#) [みる・きく・行ってみる](#) [悩んでいる](#) [学ぶ](#) [助ける・あげる](#)

[くらしのガイド](#) [イベント情報](#) [施設案内](#) [オンライン窓口](#) [エリアナビ](#) [行政情報](#)

[現在のページ](#) [トップページ](#) → [くらしのガイド](#) → [学校・教育・生涯学習](#) → [入学・転校](#) → [指定校変更制度](#)

指定校変更及び区域外就学

更新日: 2011年8月15日

区では、目黒区立学校通学区域に関する規則第2条により学齢児童・生徒の就学校を指定していますが、申請があった場合には、保護者様からの申立てにより学校を変更できる場合があります。

申請方法

指定校変更を希望する方は「指定校変更申請書」、区域外就学を希望する方は「区域外就学申請書」を学校運営課窓口で記入していただきます。

許可にあたっては、理由を詳しく伺った上で、下記基準に照らして判断いたします。しかし、申立理由、学校の状況等によっては、希望校への受入れができない場合があります。

なお、申請・相談は随時受け付けておりますが、新一年入学時の申請は、就学通知書発送後の1月中旬以降になります。

承認基準及び必要書類等

番号	承認基準	必要書類等	備考
1	現在、通っている学区域外に転居または、転出した場合、転居転出後の指定校に通うことがその児童生徒にとって著しい環境変化となり学校生活に支障をきたすため、今までどおりの学校に通うほうが良いと認められる場合。	・入学指定通知書もしくは住民票	在籍校長との面談が必要

入学・転校

[区立学校学区域](#)

[隣接学校希望入学制度](#)

[区立小・中学校の入学](#)

▶ [入学・転校一覧へ](#)

よくあるご質問

[隣接中学校希望入学制度について](#)

[隣接小学校希望入学制度について](#)

[小学校・中学校の就学について](#)

▶ [よくあるご質問 学校・教育・生涯学習に関するよくあるご質問一覧へ](#)

行政情報

[子どもの権利擁護委員制度「めぐろはあと ねっと」](#)

[八雲中央図書館の夏季の臨時開館](#)

2	住居の建て替え等により、現在通っている学校の学区域外の地域に一時的に引越し、短期間で再度、同学区域内に戻れることがあきらかな場合。	・建築確認書の写し等	在籍 校長との面談が必要
3	相当期間のうちに転居転入してることが明らかな場合にその転居転入予定先の指定校に就学希望の場合。	・入学指定通知書もしくは住民票 ・転居・転入予定を証明するもの（住宅の賃貸借契約書、建築確認書の写し等）	
4	保護者の仕事の関係で、児童の帰宅時に保護者が自宅に常時不在の状況にあるため、放課後の面倒を見てくれる預かり先が学区域外にある場合。（小学校3年生まで。中学生は、対象外）	・入学指定通知書もしくは住民票 ・両親（一人親の場合は父または母）の勤務証明書 ・預かる者の同意書	
5	保護者が指定校の教職員として在籍している場合。	・入学指定通知書もしくは住民票 ・保護者の勤務証明書	
6	兄弟姉妹の就学している学校に就学を希望する場合。	・入学指定通知書もしくは住民票	
7	児童・生徒の身体的な理由で、指定校以外に変更すべきだと認められる場合。	・入学指定通知書もしくは住民票 ・医師の診断書	
8	別表に掲げる調整区域に居住している場合。	・入学指定通知書	

青少年プラザの宿泊利用を休止いたします。

▶ [行政情報](#) [学校・教育・生涯学習](#) [一覧へ](#)

9	上記以外で、児童生徒に対して特に教育的な配慮をすることが必要であると認められる場合。	・個別に相談に応じます
---	--	-------------

調整区域一覧(別表)

小学校調整区域一覧

区域	指定校	変更可能な学校
目黒区大橋二丁目1番・2番・5番から10番	菅刈小学校	駒場小学校
目黒区大橋二丁目24番	東山小学校	菅刈小学校
目黒区中目黒二丁目2番	中目黒小学校	田道小学校
目黒区目黒本町四丁目19番	月光原小学校	碑小学校
目黒区碑文谷五丁目全域	鷹番小学校	大岡山小学校
目黒区柿の木坂一丁目4番から7番	八雲小学校	大岡山小学校

中学校調整区域一覧

区域	指定校	変更可能な学校
目黒区大橋二丁目24番	東山中学校	第一中学校
目黒区上目黒一丁目1番・6番から15番	第一中学校	目黒中央中学校
目黒区下目黒四丁目全域	第四中学校	第三中学校
目黒区碑文谷五丁目全域	目黒中央中学校	第八中学校
目黒区大岡山一丁目1番から28番・32番	第八中学校	第十一中学校
目黒区柿の木坂一丁目4番から7番	第十中学校	第八中学校

お問合せ

このページは
学校運営課が担当しています。

所在地 〒153-8573 目黒区上目黒二丁目19番15号

電話 03-5722-9304

ファックス 03-5722-9333

生活情報

よくある手続き

施設案内・予約

区政情報

よくある質問

現在のページ 大田区ホームページ > 生活情報 > 子ども > 教育 > 小中学校 > 就学(入学、転校等) > 入学 > 指定校以外の大田区立学校への入学を希望する方

指定校以外の大田区立学校への入学を希望する方

更新日: 2011年12月1日

大田区は、「家庭、学校、地域」が一体となって地域の子どもを見守り、育てるため、地域に根ざした学校づくりを目標とし、お住まいの住所地(注釈1)によって学校を定める指定校制度を採用しています。したがって、学校選択制ではありません。

(注釈1)「お住まいの住所地」とは、単に住民登録している住所ではなく、入学するお子さんが実際に生活をしている住所を指します。

ただし、指定校以外の学校を希望する相当の理由がある場合は、指定校変更申請を行うことができます。具体的な変更理由については、下記リンク先をご覧ください。

[指定校変更申請審査基準\(新入学時\)\(PDF:256KB\)](#)

正当な理由があっても、学校施設の収容規模などによって受入れが困難な場合は、指定校変更を許可できないことがあります。また、指定校変更希望者が受入れ枠を超えた場合には、抽選によって入学者を決定することがあります。

住所を偽って就学通知書や指定校変更許可を受けるなど、不正な手続きにより就学した事実が判明した場合は、入学後であっても転校していただくことがあります。

平成24年度新入学にあたっての指定校変更制限校については、下記リンク先をご覧ください。

[平成24年度指定校変更制限について\(平成23年12月1日掲載\)\(PDF:80KB\)](#)

指定校変更の申請受付

新1年生の指定校変更の申請は、就学通知書を持参のうえ大田区役所本庁舎にお越しください。

申請は入学式前日まで受け付けますが、入学者を抽選で決定することになる場合は、事務手続き上の理由から、平成24年1月20日までに指定校変更申請した方を抽選の対象とします。

平成24年度新1年生指定校変更申請受付

受付日: 1月7日(土曜日)、8日(日曜日)、10日(火曜日)

受付時間: 午前9時から午後3時まで

受付会場: 大田区役所本庁舎1階(10日のみ2階の会議室で受け付けます。)

持ち物: 就学通知書、指定校変更申請書

昨年度は土曜日に約900人、日曜日に約500人の方の申請を受け付けました。本年度も大変な混雑が予想されます。1時間ほどお待ちいただくこともございます。予めご了承ください。

<指定校変更申請書>

下の書類名をクリックしていただくことによりダウンロードできます。

印刷してご記入のうえ、当日、会場へお持ちください。

なお、申請書は会場にも用意しています。

[保護者様へ\(指定校変更申請の前に必ずお読みください。\)\(PDF:155KB\)](#)

[指定校変更申請書\(PDF:139KB\)](#)

[指定校変更申請書\(記入例\)\(PDF:173KB\)](#)

<就学通知書を紛失した方>

下記リンク先をご覧ください。

[→就学通知書、就学時健康診断通知書を紛失してしまったら](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Reader(旧Adobe Acrobat Reader)が必要です。

お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Readerのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

学務課

学事係

電話: 03-5744-1429

FAX: 03-5744-1536

入学

[入学までの流れ\(小学校\)](#)

[入学までの流れ\(中学校\)](#)

[就学時健康診断について](#)

[就学通知書について](#)

[外国籍で大田区立小中学校への入学を希望する](#)

[転入、転居、転出予定がある](#)

[指定校以外の大田区立学校への入学を希望する方](#)

[国立、都立、私立の小中学校へ入学する](#)

[他区市町村立の学校への入学を希望する](#)

[心身に障害のある方、発達の遅れが心配なお子さんの就学について](#)

[インターナショナルスクール等への入学について](#)

[新1年生保護者説明会について](#)

[就学通知書、就学時健康診断通知書を紛失してしまったら](#)

関連情報

[乳幼児事故予防パネル展示会](#)

[乳幼児の救急蘇生法講習会](#)

[児童館子育て講座2期](#)

指定校変更申請審査基準（新入学時）

- ・許可は学校施設の収容能力及び学級編制に問題がないことを前提とします。問題がある場合は、次の事由に該当しても不許可とすることがあります。
- ・指定校変更希望者が受入れ枠を超えた場合には、抽せんによって入学者を決定することがあります。

事 由	判断基準（具体例）	必要書類等
地理的・身体的事由	①距離的に最も近い学校を希望する場合。	○診断書
	②定期的な通院治療を要する疾病があり、希望校への通学が治療にとって望ましいと認められる場合。	○身体障害者手帳
兄弟姉妹関係・家庭事情	①兄弟姉妹関係 本人の兄弟姉妹が既に希望校に在学している場合。	
	②下校後の保護先（小学生のみ） 保護者の就労状況等により、登校前及び下校後の保護に欠ける状態にあり、希望校の近くに保護先が確保されている場合。	○保護者の就労と下校後の保護を証明する書類 書類：両親分の「勤務証明書」と「保護証明書」（保護先が学童保育の場合「大田区学童保育利用申請状況確認票」）
転居	①転居予定 就学期日から1年以内に、希望校学区内への確実な転居条件が整っている場合。	○賃貸借契約書・不動産売買契約書等の転居先が確認できる書類
性格・友人関係	①児童・生徒の性格に特に配慮を要する場合。	
その他	教育委員会が真にやむを得ない特段の事情があると認めた場合。	



ふりがな 読み上げ 画面と文字の色

検索の使い方

検索

トップページ

生活ガイド

施設案内

救急情報

災害対策・安全安心

相談窓口

サイトマップ

子ども・教育

現在の位置: 区のトップページ > 子ども・教育のトップページ > 学ぶ > 区立小・中学校

指定校変更許可基準

関連情報

城山こどもまつりを開催しました(梅丘地区)

わくわくおやこひろばのお知らせ

粕谷児童館「小児科医 井手先生のお話」

乳幼児プールであそぼう！
(代田南児童館)

松沢児童館 おばけやしき～
ミステリーランド～

玉川台図書館 8月赤ちゃん
おはなし会

最終更新日: 2010年10月30日

～指定校変更の許可基準～

指定校変更は、学校運営上または施設の受け入れ状況等から判断し、特に支障がないと認められる場合において、下記の事由に該当するときは許可しています。(指定校変更・区域外就学の制限がある学校は除く)

《注意事項》

1. 指定校変更による児童・生徒の通学は、原則として徒歩とします。
2. 小学校における指定校変更は、中学校を変更するときの理由にはなりません。

→指定校変更・区域外就学の制限がある学校

その他のお知らせ

小田急ムック成城園に関する
調査結果について

学校給食の安全について(牛
乳の放射性物質6月検査)

区立保育園で提供する牛乳
の放射能検査 23年11月実
施

給食の放射性物質検査につ
いて(平成24年2～3月)

区立保育園で提供する牛乳
の放射能検査 24年2月実施
「カブトムシおじさん」がやっ
て来ました(松原地区)

■指定校変更許可基準の内容

区分	事由	添付書類等
(1) 身体的理由	(1) 疾病または身体的理由により、指定校への通学には過重な負担を伴う場合	左の理由を確認できるもの
(1) 身体的理由	(2) 長期的、定期的に通院加療を必要とし、かつ診療時間の関係により、病院の最寄りの学校へ通学する必要があると認められる場合	左の理由を確認できるもの
(2) 通学の安全・安心への配慮	登下校の安全・安心の確保について、個別に懸念される理由により、指定校以外の学校を希望する場合	
(3) 転居後の継続通学	転居後、引き続き転居前の学校に就学を希望する場合	
(4) 転居予定	住宅の購入・改築等により、おおむね1年以内に転居予定地に居住することが確実なため、あらかじめ転居予定地を通学区域とする学校を希望する場合	賃貸借契約書の写し 又は売買契約書の写し
(5) 居所	世田谷区に居住しているが、住民基本台帳はその居住地以外の住所地に登録されている場合	賃貸借契約書の写し等 居住が確認できる書類
(6) 兄弟関係	本人の兄弟が指定校変更を認められて現に在学しており、同じ学校を希望する場合	
(7) 放課後の預かり先に伴う配慮	放課後、保護者の親族または友人に児童を預け、または保護者が勤務する施設で過ごさせるため、その所在地を通学区域とする学校を希望する場合 ※小学生を対象とする	預かる者の承諾書等及び就労等の状況を証明するもの

(8)友人関係	保育園・幼稚園・小学校等の友人関係で、特に配慮を要する場合。ただし、指定校から隣接する学校に限る。	
(9)部活動	指定校に希望する部がないなど、部活動に特別に配慮を要する個別具体的な理由により、その部がある中学校を希望する場合※中学生を対象とする	
(10)その他の特別な事情	特別な事情があると教育委員会が認めた場合	

※このほかの書類の提出をしていただく場合もあります。

※「(7)放課後の預かり先に伴う配慮」の預かり承諾書(記入例)は、下記添付ファイルでご覧いただけます。

なお、就労等の状況を証明するものとして、学童クラブ入会申請書に添付する「就労(予定)証明書」の写しを代用することができます。

添付ファイルのダウンロード

[預かり承諾書\(記入例\)〈PDFファイル50KB〉](#)

[→添付ファイルの閲覧方法](#)

お問い合わせ先 学務課就学係

電話 03-5432-2683 ファクシミリ 03-5432-3029

[ページの先頭へ](#)

Copyright (C) 2006 Setagaya City. All rights reserved.

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号 世田谷区役所 電話:03-5432-1111(代表) ファクシミリ:03-5432-3001(広報広聴課)


[区役所のご案内](#) [よくある質問](#) [ホームページの使い方](#) [サイトマップ](#)
[背景色を変更](#)

[文字サイズ](#)

[ホーム](#) [暮らしのガイド](#) [施設](#) [お知らせ](#) [イベント](#) [組織](#) [中野区の魅力](#)
[ホーム](#) > [教育委員会](#) > [学校に関する案内](#) > [小・中学校の転入学の手続きについて](#)

小・中学校の転入学の手続きについて

更新日 2012年7月25日

入学手続き

区立の小・中学校へ入学する場合

中野区にお住まいで、小学校新1年生になるお子さんには「就学時健康診断」のお知らせを10月上旬にお送りします。指定された小学校で受診して下さい。

小学校新1年生になるお子さんには12月上旬に、中学校新1年生になるお子さんには1月中旬にそれぞれ「就学通知書」をお送りします。次の場合は、学事担当(区役所5階12番窓口)でご相談下さい。

1. 外国籍のお子さんで、入学を希望される方。

10月上旬にお送りする「入学案内のお知らせ」を持参のうえ、学事担当で申請してください。入学案内が届かなかった外国籍のお子さんで入学を希望される場合は、お問い合わせください。

2. 特別な事情により、指定校変更を希望される方。

[こちらをご覧ください。](#)

国立・都立・私立学校へ入学する場合

国立・都立・私立学校に入学する場合、教育委員会に届け出が必要です。窓口もしくは郵送でお届けください。

1. 窓口での届出

入学する学校の入学許可証または入学承諾証の**原本**をお持ちのうえ、学事担当(区役所5階12番窓口)へお届けください。

2. 郵送による届出

封筒に次の(1)～(2)のものを同封して郵送してください。

(1) 国立・都立・私立学校入学届(PDF形式:70KB)

- ・用紙をプリントアウトして必要事項をご記入ください。
- ・内容等確認が必要な場合がありますので、屋間に連絡の取れる電話番号を必ずお書きください。
- ・指定校欄は記入不要です。

(2) 入学する学校の入学許可証または入学承諾証

- ・必ず、**原本**をお送りください。
- ・中野区から転出する予定のある方はお問合せください。

郵送先

〒164-8501 東京都中野区中野四丁目8番1号
中野区教育委員会事務局学校教育分野学事担当

お問合せ

学校教育分野学事担当 電話 03-3228-8858 ファクス 03-3228-5680

転校手続き

お引越し等、住所の変更で通学区区域が変わる際は、住所の異動届と併せて転校の手続きを行ってください。継続して今までの学校への通学を希望する場合は[こちら](#)をご覧ください。

中野区へ転入または区内で転居した時

住所の異動届けの手続きの際に転入学通知書を発行します。同通知書と前居住地の学校から発行された在学証明書及び教科用図書給与証明書を持って指定された学校で手続きを行ってください。外国籍のお子さんで就学を希望される方は、お問い合わせください。

中野区から転出する時

今まで通学していた学校から発行された在学証明書及び教科用図書給与証明書を持って、新居住地の教育委員会または学校で手続きを行ってください。

指定校変更・区域外就学について

中野区では、小・中学校ごとに通学区域を定め、児童・生徒の住所によって就学すべき学校を指定する「指定校」制度となっております。指定校変更とは、中野区に住民登録のあるお子さんが、指定校以外の区立小・中学校に通学する制度です。区域外就学とは、中野区以外に住民登録のあるお子さんが、中野区立小・中学校に通学する制度です。

指定校変更・区域外就学は、保護者の方から個々の事情を伺い、「指定校変更の承認に関する基準」照らして、特別な事情があると教育委員会が判断した場合に限り認められます。申請した場合、必ず認められるものではありませんので、予めご了承ください。

[指定校変更の承認に関する基準\(PDF形式:181KB\)](#)

新1年生の場合

中野区の住民登録に基づき、「就学通知書」をお送りします。就学通知書が届いた後に、同通知書に記載されている期限までに学事担当(区役所5階12番窓口)でご相談ください。区域外就学を希望される方は、お問い合わせください。

転入・転居(区内)・転出の場合

申請の理由や状況によって手続きが異なります。詳しくはお問い合わせください。

関連ファイル

-  [指定校変更の承認に関する基準\(PDF形式 181キロバイト\)](#)
-  [国立・都立・私立学校入学届\(PDF形式 70キロバイト\)](#)

PDFファイルを閲覧していただくにはAdobe Readerが必要です。

Adobe Readerをお持ちでない方は、[アドビシステムズ社のサイト](#)からダウンロードしてご利用下さい。



用語解説: 就学通知書

※用語解説のリンクは、辞書サイトの「Weblio」のページに移動します。

ウェブサイトの品質向上のため、ページのご感想をお聞かせ下さい。

参考になった

探しにくかった

送信

知りたい内容が書かれていない

聞き慣れない用語があった

より詳しくご感想をいただける場合は、[メールフォーム](#)からお送りください。

情報発信元 学校教育分野 学事担当

電話番号 03-3228-8858

ファクス 03-3228-5680

受付時間 月曜日から金曜日までの午前8時半から午後5時まで(祝休日、年末年始を除く)

問合せ先 [メールフォーム](#)

中野区役所 〒164-8501 東京都中野区中野四丁目8番1号(地図)

電話番号 **03-3389-1111**(代表) 受付時間 月曜日から金曜日までの午前8時半から午後5時まで(祝日を除く)

[ホームページの使い方](#)

[区役所のご案内](#)

[更新履歴](#)

[個人情報保護方針](#)

[サイトポリシー](#)

[サイトマップ](#)

[ページの上部へ戻る](#)

Copyright 中野区 © Nakano City Office 2009 All rights reserved.

中野区における指定校変更の承認に関する基準

◇新1年生・転入時における指定校変更(中野区内での学校の変更を希望する場合)

	申請の理由	申請できる範囲		申請に必要なもの	備考
		小学校	中学校		
健康への配慮から必要な場合	1 身体に障害のある方や病弱等健康上の理由から、通学に配慮が必要と認められる場合	○	○	□診断書(写)	特別支援学級は除きます。
通学への配慮から必要な場合	2 幹線道路・踏切りを回避するなど、通学の安全確保を配慮する必要がある場合	○	×		地図及び状況を確認します。
	3 通学距離が指定校より近い場合	○	×		距離が明確に違うか、地図及び状況を確認します。
家庭の事情への配慮から必要な場合	4 保護者の勤務先が近くにある、又は通学途中にある場合	○	×	□勤務証明書(写) □営業許可証(写)	勤務先が希望校の学区内にいることが必要となります。
	5 家庭の事情から、第三者の協力を必要とする場合	○	○	□預かり証明書 □保護者の就労等状況証明 □第三者の住所が確認できるもの	第三者の居住地が希望校の学区内にあることが必要となります(但し、学童クラブは除く)。
	6 在学中の兄弟姉妹に指定校変更を認めており、保護者及び当該児童・生徒の負担等を考慮して必要と認められる場合(※新1年生のみ該当)	○	○		兄弟の在籍を確認します。
	7 転居予定又は一時的な転居の場合	○	○	□賃貸借契約書(写) □建築請負契約書(写) (住所・入居予定日が確認できるもの)	
学校生活への配慮から必要な場合	8 児童・生徒の性格や交友関係を考慮して必要と認められる場合 ※お子さんの性格や具体的な交友関係を確認し、いじめ等の理由で深刻な悩みを持っている場合など、学校生活を送るうえで特段に配慮すべき事情があると認められる場合にのみ指定校変更を承認しています。単に「仲の良い友人が行くから」11相性の良くない子と違う学校に行きたいから」という理由では変更を認めません。	○	○		※相談内容により、小学校や幼稚園・保育園等に状況を確認させていただく場合があります。
教育面で特に必要な場合	9 海外から帰国した生徒で、教育委員会が指定する帰国生徒受入重点校への入学を希望する場合	×	○		個々の状況確認、就学相談を行い対応します。
	10 その他特別な事情から、教育委員会が必要と認める場合	○	○		個々の状況確認を行い対応します。
学校再編計画に伴う特例(平成24年度)	11 第九中学校、中央中学校の統合に伴う特例	×	○		※詳細については、お問い合わせください。

- 【備考】
1. 認可期間は、必要とする事由等に応じて、個別に決定します。
 2. 上記以外にも、状況を確認できる書類が必要になる場合があります。
 3. 自転車を通学の交通手段として利用することはできません。

中野区における区域外就学の承認に関する基準

◇新1年生における区域外就学(区外から中野区立小・中学校の就学を希望する場合)

	申請の理由	申請できる範囲		申請に必要なもの	備考
		小学校	中学校		
家庭の事情への 配慮から必要な場合	1 在学中の兄弟姉妹に指定校変更を認めており、保護者及び当該児童・生徒の負担等を考慮して必要と認められる場合(※新1年生のみ該当)	☐	☐	☐ 住所地の就学通知書 ☐ 住民票(世帯全員・続柄入り)	兄弟姉妹の在籍を確認します。
教育面で特に 必要な場合	2 その他特別な事情から、教育委員会が必要と認める場合	☐	☐	☐ 住所地の就学通知書 ☐ 住民票(世帯全員・続柄入り)	個々の状況確認を行い対応します。

- 【備考】
1. 認可期間は、必要とする事由等に応じて、個別に決定します。
 2. 上記以外にも、状況を確認できる書類が必要になる場合があります。
 3. 自転車を通学の交通手段として利用することはできません。
 4. 通学への配慮(距離・安全)のみの理由による申請は承認基準に該当しません。



「80年の歩み つなげよう、未来へ」

Qサイト内検索

検索キーワードを入力

検索

【サイトマップ】

【文字拡大/読み上げ】

【障害のある方へ】

【English】

【中文】

【한국어】

◆生活ガイド

・この画面は「暮らしの情報」です
暮らしに必要な情報を分類ごとにご案内します

・「暮らしの場面」から探す
暮らしの中の「こんなとき」に必要な情報をご案内します

◆暮らしの情報 > 子ども、教育 > 学校

☞ 転校手続き

《平成23年12月1日更新》

◆項目一覧

- 1 新しい住所地の指定校へ転校する場合
- 2 新しい住所地の指定校以外への転校を希望する場合
- 3 在学中の学校へ引き続き通学することを希望する場合
- 4 特別な事情があり新しい住所地の指定校へ転校することが困難な場合
- 5 特別な事情があり現在在籍している学校から転校を希望する場合
- 6 「杉並区外の区市町村立の小・中学校」への通学を希望する場合
- 7 国立、都立、私立の小・中学校に通学する場合

■ 1 新しい住所地の指定校へ転校する場合

お子さんが就学する学校については、住所地に基づいて教育委員会が定めています（「指定校」といいます）。

指定校は、生活ガイド「学区域一覧表（町丁目別）」でご案内しています。
なお、お住まいの町名により、次のとおり2ページに分けて掲載しています。

・お住まいの町名がア行・カ行・サ行で始まる方
→「学区域一覧表（町丁目別ア行からサ行）」

・お住まいの町名がタ行・ナ行・ハ行・マ行・ワ行で始まる方
→「学区域一覧表（町丁目別タ行からワ行）」

転入、区内転居、転出によって新しい住所地の指定校へ転校する場合は、現在通学している学校（前籍校）および転校する学校へ、それぞれ電話でご連絡のうえ、転校の手続きをしてください。

【必要書類】

・「転入学通知書」（転入・転居届の手続きの際にお渡しします。名称は教育委員会によって異なります。他の区市町村の教育委員会によっては、「就学通知書」等という場合があります。）
・前籍校が発行した「在学証明書」、「教科用図書給与証明書」

【手続きの流れ】

- (1) 前籍校に転退学届を提出します。様式は前籍校にあります。
 - (2) 前籍校が発行した「在学証明書」、「教科用図書給与証明書」を受け取ります。
 - (3) 住民登録の転出または転居の届出をします。
 - (4) 新住所地に住み始めてから14日以内に住民登録の転入または転居の届出をし、「転入学通知書」を受け取ります（その際、(2)の「在学証明書」、「教科用図書給与証明書」を持参してください）。
 - (5) 転校する学校へ「在学証明書」、「教科用図書給与証明書」、「転入学通知書」を提出します。
- ※他の区市町村へ転出される場合は手続きが異なる場合がありますので、転出先の区市町村にお尋ねください。

項目一覧に戻る

■ 2 新しい住所地の指定校以外への転校を希望する場合

- (1) 新しい住所地の指定校に隣接する「小学校」への転校を希望する場合

学校希望制度に基づく申請により、受入人数に余裕のある小学校へ入学することができます。
制度の詳細、手続きについては、「学校希望制度（現小学校1年生から6年生）」をご覧ください。

(2)新しい住所地の指定校に隣接する「中学校」への転校を希望する場合

中学校は申請できません。

「5 特別な事情があり現在在籍されている学校から転校を希望する場合」をご覧ください。

[項目一覧に戻る](#)

3 在学中の学校へ引き続き通学することを希望する場合

(1)小学生で、今までの杉並区立学校に引き続き通うことを希望する方

・新しい住所地の指定校に隣接する小学校に在学中の方
学校希望制度に基づく申請により、引き続き通学できます。

制度の詳細、手続きについては、「学校希望制度(現小学校1から6年生)」をご覧ください。

・新しい住所地の指定校に隣接していない小学校に在学中の方

一定の条件を満たしている場合には、指定校を変更し、今までの学校に通学することができます。学務課学事係へご相談ください。

※自転車および自家用車での通学は認められません。

【手続き】

区役所または区民事務所・分室、駅前事務所で転居届の手続きの際、指定校変更申立の手続きを行ってください。

※郵送での手続きはできません。

(2)中学生で、今までの杉並区立学校に引き続き通うことを希望する方

一定の条件を満たしている場合には、指定校を変更し、今までの学校に通学することができます。学務課学事係へご相談ください。

※自転車および自家用車での通学は認められません。

【手続き】

区役所または区民事務所・分室、駅前事務所で転居届の手続きの際、指定校変更申立の手続きを行ってください。

※郵送での手続きはできません。

[項目一覧に戻る](#)

4 特別な事情があり新しい住所地の指定校への転校が困難な場合

やむを得ない事情があると認められた場合には、指定校を変更することができます。

転入届または区内転居届の手続きの際にお渡しする「転入学通知書」と前籍校発行の「在学証明書」「教科用図書給与証明書」をお持ちのうえ、学務課学事係へご相談ください。

杉並区における指定校変更の認定及び区域外就学の承諾基準はこちらからご覧ください。

※郵送および区民事務所・分室、駅前事務所で手続きはできません。

[項目一覧に戻る](#)

5 特別な事情があり現在在籍されている学校から転校を希望する場合

転居以外の理由により、現在在籍されている学校からの転校を希望する場合は、ご事情により転校できる場合があります。学務課学事係へご相談ください。

ただし、理由や学校の状況等により、ご希望の学校では受け入れられないことがあります。

杉並区における指定校変更の認定及び区域外就学の承諾基準はこちらからご覧ください。

就学通知書により指定された学校に、特別な事情があるために入学が困難な方は、変更できる場合があります。1月中旬に通知書がお手元に届いた後、ご相談ください。

杉並区における指定校変更の認定及び区域外就学の承諾基準はこちらからご覧ください(PDF形式83.5KB)。なお、基準に該当する理由があっても、学校施設の状況等によって認定できない場合があります。申立てがあると、教育委員会にて認定の可否を検討します。

[項目一覧に戻る](#)

6 「杉並区外の区市町村立の小・中学校」への通学を希望する場合

杉並区教育委員会ではなく、希望する学校の所在地(区市町村)の教育委員会へ、直接お問合せください。

[項目一覧に戻る](#)

7 国立、都立、私立の小・中学校に通学する場合

「国立私立入学(在学)届」をお出しください。郵送での手続きもできます。

【必要書類】

・「国立私立入学(在学)届」(届出先の窓口にあります)

・「転入学通知書」(転入・転居届の手続きの際にお渡しします)

・在籍校が発行した「在学証明書」または「学生証の写し」

※国立私立入学(在学)届の書式は、申請書等配信サービスでダウンロードできます。

◆書式はこちらのリンクをクリックしてください。

◆申請書ダウンロードの使い方はこちらのリンクをクリックしてください。

杉並区における指定校変更の認定及び区域外就学の承諾基準

別表第1(第3条関係)

認定及び承諾事由		添付書類		
		指定校変更	区域外就学	
1 転居その他居住地の変更に関する事情	(1) 在学中に転居(転出)し、転居(転出)後も引き続き現籍校への就学を希望する場合		世帯全員で統括表示のある住民票の写し(新入生は居住地の教育委員会が発行した就学通知書)	
	(2) 家の建て替え等一時的な転居(転出)で、再度の転居(転入)の予定があり、引き続き現籍校への就学を希望する場合(仮住まい等の場合を含む)	転居(転入)予定日及び居住地が確認できるもの(建築確認書、建築請負契約書、賃貸借契約書等)		
	(3) 在学中に転居(転入)の予定があるため、あらかじめ転居(転入)予定地の指定校への就学を希望する場合			
	(4) 在学中に転居(転出または転校)し、再転入等により、新たに指定された学校ではなく、前籍校への就学を希望する場合			
2 本人の兄弟姉妹が就学する小中学校への就学を希望する場合				
3 本人の心身の障害に関する事情	(1) 心身の障害または病気療養等のため、身体的に負担が少なく通学可能な学校への就学を希望する場合	左記の内容を証明できる書類(医師診断書、身障者手帳等)		転入学通知書 (新入生は就学通知書)
	(2) 上記には該当しない性格的要因や身体的要因により、児童・生徒の就学に特に配慮する必要がある場合			
4 保護者の就労、親族関係の変更その他の家庭の事情による場合	(1) 保護者の就労または長期療養等のため、児童・生徒が住所以外で保護されることに伴い、就学可能な学校への就学を希望する場合	保護される住所が確認できる書類		
	(2) 保護者の就労のため、児童を放課後学童クラブへ預けることに伴い、通学可能な学校への就学を希望する場合			
	(3) 保護者の離婚、別居等に伴い、児童・生徒の就学に配慮する必要がある場合			
5 いじめ、不登校、交友関係その他の学校生活の事情	(1) いじめ・不登校等により、在籍校への通学が困難な状況に特に配慮する必要がある場合			
	(2) 児童・生徒の保育園・幼稚園及び小学校等における交友関係に特に配慮する必要がある場合			
6 通学時の安全確保その他の地域的事項による場合	(1) 児童・生徒の安全上の観点から、指定校への通学の困難な状況に特に配慮する必要がある場合			
	(2) 児童・生徒の居住状況(社宅、集合住宅等)により、近隣とのつながりに配慮する必要がある場合			
7 国外生活に伴う生活習慣の相違による場合	海外からの編入、帰国した児童・生徒で、就学に特に配慮する必要がある場合			
8 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める場合				

* 上記以外の書類を提出していただく場合もある。

付記

- 1 通学は、徒歩によるものとする。ただし、教育委員会がやむを得ないと認める場合は、交通機関により通学することができる。
- 2 指定校の変更及び区域外就学に伴う通学時間は、小学校の場合は概ね 40 分程度、中学校の場合は概ね 60 分程度とする。

別表第2(第3条関係)

不認定及び不承諾事由
1 教室数が不足し、学習環境の著しい低下を招くおそれがある場合
2 学級編制の標準を著しく逸脱するおそれがある場合
3 杉並区立小中学校適正配置基本方針その他の計画により、児童生徒数を制限する必要がある場合
4 その他教育委員会が区立学校の運営に支障があると認める場合

